

# 大分市

## 介護保険制度における 住宅改修の手引き

### ② 「住宅改修の種類」編

#### 目次

1. 住宅改修の種類一覧・・・P 1
2. 住宅改修の種類の内容・・・P 1
3. 住宅改修費の算定上の留意事項・・・P 3

平成 30 年 12 月作成

大分市長寿福祉課介護給付担当班

電話（直通）097－537—5742

## 1. 住宅改修の種類一覧

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ 上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

## 2. 住宅改修の種類の内容

### ① 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置する手すりの取付け。

手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なもの。

なお、取付けに際し工事を伴わないものは住宅改修の対象となりません。

### ② 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための改修。

具体的には、敷居を低くする工事、スロープ及び踏み台を設置する工事、浴室の床のかさ上げ、浴槽の取替え等。

#### スロープ及び踏み台の設置について

介護保険における住宅改修は必要最小限を前提としているため、スロープ及び踏み台については、その幅を一人が通れる程度（約1メートル）を支給対象の基準としています。（1メートルを超える場合は、身体的理由が必要です。）

#### 車いすを利用する被保険者のためのスロープの設置について

車いすを利用する被保険者のためのスロープの設置に際しては、被保険者本人及び介助者の安全を考慮して、大分市ではスロープの傾斜角について次のとおり基準を設けています。

◆車いす**自走**の場合は、段差の高さに対してスロープの長さが1 : 1.0

◆車いす**介助**の場合は、段差の高さに対してスロープの長さが1 : 7

なお、福祉用具の購入にある「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれます。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事も除かれます。

- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更  
居室においては畳敷きから板製床材、ビニール系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定される。
- ④ 引き戸等への扉の取替え  
開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。  
ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とはなりません。
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え  
和式便器から洋式便器への取替えや、既存の便器の位置や向きの変更。  
ただし、福祉用具購入の「腰掛便座」の設置は除かれます。  
また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便座への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。  
さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とはなりません。
- ⑥ 上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
- 手すりの取付け  
手すりの取付けのための壁の下地補強。
  - 段差の解消  
浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事。  
スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置。
  - 床又は通路面の材料の変更  
床材の変更のための下地の補修や根太の補強。  
通路面の材料の変更のための路盤の整備。
  - 扉の取替え  
扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事。

- 便器の取替え  
便器の取替えに伴う給排水設備工事。(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)  
便器の取替えに伴う床材の変更。

### 3. 住宅改修費の算定上の留意事項

- ① 住宅改修の設計及び積算（見積り）の費用  
住宅改修を前提として行われた設計及び積算（見積り）の費用については、住宅改修の費用として取り扱いますが、住宅改修を伴わない設計及び積算（見積り）のみの費用については住宅改修費の対象とはなりません。
- ② 新築又は増築の場合  
住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象となりません。  
また、増築の場合は、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象となりませんが、廊下の拡張にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となり得ます。
- ③ 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われる場合  
住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われる場合は、対象部分の抽出、按分等の方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出します。

#### システムバスへの改修について

介護保険における住宅改修では、すべてが対象とはなりません。利用者の身体の状態に応じて対象として想定されるのは次に掲げる部分です。

(ア)手すり・・・浴室・浴槽への出入り、浴室内の移動等のため。

(イ)洗い場の床・・・浴室出入り口の段差解消。滑りの防止のための床材変更。

(ウ)出入り口の扉・・・浴室出入り口の段差解消。引き戸等への取替え。

(エ)浴槽・・・浴槽の出入りの際のまたぎの緩和。(段差解消)

よって、上記のとおり**対象経費を算出するため、事前申請時に各部位材費・設置費等の内訳が必要**となります。

④ 被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみを住宅改修費の支給対象とし、工賃等は対象外とします。

この場合、住宅改修の事前に提出していただく工事見積書（内訳書）については、本人又は家族等が作成したもの（使用する材料の内訳を記載した書類）となり、事後に提出していただく領収証については、材料を販売した業者が発行したものととなります。

なお、その他必要となる書類については、施工業者が請け負う場合と変わりありません。

⑤ 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一つの住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能です。

ただし、一つの住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われる場合は、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請をしていただくこととなります。

したがって、例えば被保険者が2人いる場合において、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行うときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行うことが可能ですが、共用の居室について床材の変更を行うときは、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなります。